

# 栃木県那須町議会

## 事績 2 住民に開かれた議会

### ○議会報告会の開催

那須町議会では、平成25年2月の議会基本条例の制定に基づき、町民の様々な意見を町政に反映するため、議会報告会を平成25年から開催している。

当初は議会活動の報告や町政に関するパネルディスカッションを実施していたが、住民からの意見・要望を踏まえ、平成27年度からは議員を囲んでの車座方式で意見交換を実施している。全町民を対象として町政全般の意見を伺う懇談会のほか、平成30年度からは防災行政や保育行政など特定のテーマと町内団体を対象とした議会報告会も実施している。

報告会で町民から出た意見は議員自身が検討・集約を行うとともに、平成27年度からは議員同士や各常任委員会内での議員間討議を行い、政策提言書として取りまとめ、町長へ提出している。政策提言書提出後、町長を含めた町執行部と議員全員による政策懇談会を開催し、正式な回答を受けたうえで政策の議論を実施している。また、提言書や町長からの回答は那須町議会のホームページ及び議会広報紙で公開し、広く町民に周知されるよう努めている。

### ○議会傍聴規則の改正

議会傍聴人に対して傍聴しやすい環境をつくるため、平成31年度(令和元年度)に傍聴規則の一部改正を実施した。

具体的には、従来から傍聴人に課せられていた様々な禁止規定(プラカードや旗の持参や、帽子の着用、飲食など)を削除し、傍聴人の責務として議場の静粛の維持と議事妨害や示威行為、迷惑行為の禁止のみの規定に改めたものである。実際の運用にあたっては傍聴人向けに分かりやすく記載した傍聴人心得を配布し、他の傍聴人への迷惑となる行為を抑制している。また、傍聴席での飲食は水分補給に限り認めることとし、帽子等の着用も他の傍聴人の迷惑にならない範囲で認め、傍聴しやすい環境づくりに努めている。

### ○インターネットを利用した情報発信

定例会の開会にあたり、議会運営委員会で確認された会期日程や一般質問通告一覧表、会議結果や議案に関する各議員の賛否状況を議会ホームページで公開している。また、議長交際費や議会の動きに加えて、議会広報紙の補完機能として政策提言書など紙面に収まりきれない資料を掲載し、議会広報紙上のQRコードからホー

ムページへ誘導する仕組みを採用している。

なお、会議録はホームページ上の検索システムから簡易に検索・閲覧できるようになっているほか、平成29年度からは議会本会議映像の録画配信も開始し、会議の数日後には一般質問や採決などの映像を視聴することが可能となっている。

#### ○議会広報の取り組み

議会基本条例に位置付ける広報活動の一環として、町政に関わる重要な情報を議会独自の視点から町民に届けるため、議会広報活動の充実に取り組んでいる。議会広報特別委員会を設置し、議員自ら紙面の企画・編集を実施しているほか、議会情報の発信のため多様な広報手段の調査研究を実施している。

令和元年度からは議会広報モニター制度を導入し、13名の町民をモニターとして委嘱している。広報紙発行ごとにモニターに対して広報紙紙面に対する意見聴取を実施しているほか、議員を交えて定期的にモニター会議を開催し、議会広報紙の充実に努めている。